

地方分権改革の着実な推進を求めるアピール

「地方が主役の国づくり」の実現は、地方の活力なくしてはあり得ない。

我々指定都市は、我が国の人囗の約2割を擁し、それぞれの圏域における高次・中枢機能を発揮して、日本の経済・社会を牽引する役割を担っているにもかかわらず、現行制度下において有する権限や財源は、そのポテンシャルを発揮し、担うべき役割を十全に果たすためには不十分なものであると言わざるを得ない。

この度、地方分権改革推進委員会でまとめられた「中間的な取りまとめ」では、「大都市制度のあり方について税財政制度を含めて検討すべき」と明記され、これまで我々が主張してきた「新たな大都市制度」の創設に向けたスタートラインにようやく立てたという認識であり、来春以降、順次出される勧告に大いに期待するものである。しかしながら、これまで各省庁は、地方分権改革の推進に対して極めて消極的であり、眞の分権型社会の実現が危惧されるところである。

したがって、我々指定都市は、第二期地方分権改革の着実な推進に向けて全力で取り組むことを決議するとともに、次の事項の実現を強く要請する。

(1) 指定都市制度の抜本的見直し

指定都市は、各圏域の中枢都市として周辺都市と連携しながら、様々な都市的課題の解決に取り組んでいる。指定都市がその拠点性・中枢性を発揮できるよう、国・道府県と指定都市の役割分担を抜本的に見直すこと。

さらに、その役割分担に見合う自主財源が制度的に保障される、新たな大都市制度を創設すること。

(2) 地方税財政制度の充実

「中間的な取りまとめ」では、「地方の担う事務と責任に見合った地方税財源の充実確保をはかることが必要」であり、国と地方の税源配分について、「5：5を念頭におくことが現実的な選択肢」と明記されたところである。

しかし、来年度の税制改正では、地方税である法人事業税の一部を国税として、これを都市と地方の税収格差是正のために配分するという方針が示された。これは、暫定的な措置とはいえ、地方分権改革の趣旨に逆行するものであり、今後の制度改革等においては、まずは地方交付税を含めた地方税財源の充実強化を図ること。

(3) 地方の意見の反映

指定都市も、引き続き具体的かつ建設的な提案を積極的に行うので、地方の意見を真摯に受け止め、的確に反映すること。特に、我々指定都市が基礎自治体のリーダーとしての役割を果たしていくことが、「地方が主役の国づくり」につながるという視点を尊重すること。

(4) 政府の一体的な取組み

第二期地方分権改革は内閣の最重要課題である。したがって、首相の強いリーダーシップのもと、政府が一体となりスピード感を持って取り組むこと。

平成19年12月26日

指定都市市長会